

3. 保有山林の状況（平成17年～平成27年）

単位 経営体数：経営体
面積：a

区分 年次	所有山林		貸付山林		借入山林		保有山林	
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
十和田市								
平成17年	324	960,303	11	291,395	5	61,210	326	730,118
平成22年	245	1,658,329	11	200,738	8	93,470	247	1,551,061
平成27年	188	784,149	12	223,834	4	63,499	188	623,814
旧十和田市								
平成17年	221	463,423	6	138,516	2	44,360	222	369,267
平成22年	170	1,549,166	10	180,738	5	72,570	170	1,440,998
平成27年	131	710,502	11	223,565	2	39,259	131	526,196
旧十和田湖町								
平成17年	103	496,880	5	152,879	3	16,850	104	360,851
平成22年	75	109,163	1	20,000	3	20,900	77	110,063
平成27年	57	73,647	1	269	2	24,240	57	97,618

(注) ①旧十和田市、旧十和田湖町の数値は、それぞれ旧十和田市区域、旧十和田湖町区域のもの。

②林業経営体とは、林産物の生産を行うか又は委託を受けて林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）をいう。

③所有山林とは、実際に所有している山林をいう。

④貸付山林とは、所有山林のうち山林として使用するために貸し付けている土地及び分取させている山林をいう。なお、分取させている山林とは、自ら山林を提供し他人が造林して、そこから得られる林産物の収益を互いに協定した割合で分配する契約（分配林契約）をしている山林をいう。

⑤借入山林とは、単独で山林として使用するために借り入れている土地及び分取している山林をいう。

⑥保有山林とは、世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、所有山林から貸付山林を除いたものに、借入山林を加えたものをいう。